高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成27年６月30日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

１．⑵③ロのうち、「①イ㈠ホ）のＢからＤ」を「①イ㈠ホ）のＢからＣ」に改める。

１．⑶⑮ヌを次のとおり改める。

ヌ　里山と日本海　中越サマーフリーパス

㈠　割引をする自動車

㈠に定める期間のうち連続する最大３日間に、㈡(a)に定める区間内のインターチェンジから㈡(c)に定める区間内のインターチェンジまで往復し、㈡(c)に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入または流出する場合に限る。以下同じ。）（以下「首都圏発着型」という。）、㈡(b)に定める区間内のインターチェンジから㈡(c)に定める区間内のインターチェンジまで往復し、㈡(c)に定める区間を通行（以下「関東北部発着型」という。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。）。

㈡　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

車　種	料金の合計額	
	首都圏発着型	関東北部発着型
軽自動車等	7,000円	5,500円
普通車	9,000円	7,000円

㈢　実施する期間

平成27年７月１日から同年８月６日まで及び平成27年８月18日から同年９月15日まで。

㈣　適用区間

(a)　首都圏発着型の出発及び到着エリア

関越自動車道の練馬インターチェンジから花園インターチェンジまで及び首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から山武市まで）のあきる野インターチェンジから桶川北本インターチェンジまでの区間。

(b)　関東北部発着型の出発及び到着エリア

関越自動車道の本庄児玉インターチェンジから渋川伊香保インターチェンジまで、上信越自動車道の藤岡インターチェンジから富岡インターチェンジまで及び北関東自動車道の高崎ジャンクションから太田桐生インターチェンジまでの区間。

(c)　周遊エリア

関越自動車道の湯沢インターチェンジから長岡インターチェンジまで及び北陸自動車道の中之島見附インターチェンジから米山インターチェンジまでの区間。

㈤　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

高速道路工事開始公告

本会社において、高速道路の工事を下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法第22条第１項の規定に基づき公告します。

平成27年６月30日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事開始の日
一般国道45号（三陸縦貫自動車道（仙塩道路））	宮城県多賀城市南宮八幡から宮城県多賀城市南宮八幡まで	改築工事	平成27年７月１日

高速道路工事開始公告

本会社において、高速道路の工事を下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法第22条第１項の規定に基づき公告します。

平成27年６月30日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事開始の日
一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（茨城県猿島郡五霞町大字江川から茨城県つくば市新井まで）	茨城県常総市三坂町から茨城県常総市三坂町まで	新設工事	平成27年７月１日

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第18号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」１．⑶⑲に基づく企画割引として下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成27年６月30日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　宮池　克人

企画割引「京都縦貫道全通記念周遊ドライブパス」

⑴　割引をする自動車

①　京都・福井・滋賀周遊３日間プラン

⑶に定める期間のうち連続する最大３日間に、⑷①に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入または流出する場合に限る。以下同じ。）する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ＥＴＣ車」という。なお、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び京都府道路公社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び京都府道路公社への申込（以下「三社への割引申込」という。）がなされている場合に限る。以下同じ。）。

ただし、同一のＥＴＣカードにより本割引の適用を３回受けた後、同カードを使用して通行する場合を除く。